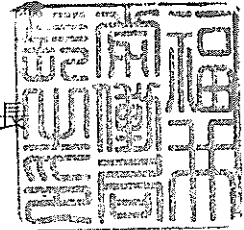


福井労発基 0918 第4号の2
令和 2 年 9 月 1 8 日

関係機関 各位

福井労働局長



福井県最低賃金額改正についての周知への協力依頼について

平素から労働行政の推進につきまして格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、福井県最低賃金を、本年 10 月 2 日をもって現行の時間額 829 円から時間額 830 円に改正することになりました。最低賃金の履行確保においては、改正された最低賃金が適用される県内のすべての労働者及び使用者に、その額や発効年月日を周知することが極めて重要となります。

つきましては、誠に恐縮ですが、最低賃金改正の周知及び最低賃金引上げの支援策の一つである業務改善助成金制度について、貴職発行の広報誌やホームページへの掲載、事務所内への別添ポスターの掲示や別添リーフレットの配布のほか、主催する各種説明会等において最低賃金額改正に言及いただくなどにより、最低賃金改正の周知について傘下の事業場等に対する周知に御協力いただきますようお願い申し上げます。

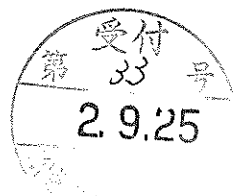
なお、広報誌等への掲載にあたり文例を添付しておりますので、御参考にしていただくとともに、誠に恐縮ですが、掲載いただいた広報誌につきまして、該当ページを同封の返信用封筒により 1 部送付していただければ幸甚に存じます。

【担当】

福井労働局労働基準部賃金室 新田

〒910-8559 福井市春山 1 丁目 1 番 54 号

電話 0776 (22) 2691



【参考文例 1】

◇◇◇福井県最低賃金の改正◇◇◇

令和 2 年 10 月 2 日から福井県内で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

時間額 830 円

【お問い合わせ先】福井労働局労働基準部 賃金室 電話 0776-22-2691
または、各労働基準監督署

【参考文例 2】

福井県最低賃金が改正されました

令和 2 年 10 月 2 日効力発生 時間額 830 円 (+ 1 円)

お問い合わせ先 福井労働局 労働基準部 賃金室
電話 0776-22-2691

【参考文例 3】

福井県最低賃金のお知らせ

時間額 830 円

- 通勤手当・家族手当・精皆勤手当・時間外手当等は含まれません。
- 特定の産業には、産業別の最低賃金が定められています。

【参考文例 4】

◇◇◇必ずチェック最低賃金！使用者も労働者も◇◇◇

福井県最低賃金 時間額 830 円

※令和 2 年 10 月 2 日から適用されます。

※通勤手当、家族手当、精皆勤手当、時間外手当等は含まれません。

福井労働局 労働基準部 賃金室 電話 0776-22-2691

◆◆◆賃金の引上げを支援します◆◆◆

- 生産性向上のため設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額引き上げた場合、その設備投資などの費用を一部助成する「業務改善助成金」があります。
- 賃金引上げにお悩みの方は、無料相談の「ふくい働き方改革推進支援センター」(電話 0120-14-4864) をご利用ください。